

令和4年第1回農業委員会総会会議録

召集年月日 召集場所	令和4年1月27日 滝上町役場大会議室					
開閉会の日時及び 宣言	開会 令和4年1月27日 午前10時 00分 議長 瀬川 博 閉会 令和4年1月27日 午前11時 00分 議長 瀬川 博					
出欠の状況	議席 番号	氏 名	出・欠 の別	議席 番号	氏 名	出・欠 の別
	1	温水 吾郎	出席	8	日野 茂	出席
	2	原田 竜太	出席	9	池田 政隆	出席
	3	村田 牧子	出席	10	西田 征司	出席
	4	大坪 省三	出席	11	佐々木 渉	出席
	5	張間 真之	欠席	12	井上 秀幸	出席
	6	林 花美	出席	13	瀬川 博	出席
	7	太田越 亘	出席			
会議録署名委員	大坪委員			林委員		
事務局職員 の出席状況	事務 局長	加藤 暢也	係長	北嶋 佑太	書記	森川 光
議事日程	議案第1号 農業経営強化基盤促進法に基づく農業経営基盤強化促進基本構想の策定に係る意見照会について 議案第2号 オホーツク優良農村青年表彰者の推薦について 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について (議事参与制限)					
会議の経過	別紙のとおり					

議 長

本日、張間委員より欠席の連絡をいただいております。在任委員 13 名、出席委員 12 名、出席委員が在任委員の過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により会議は成立いたしました。

これより、第 1 回農業委員会総会を開催いたします。

日程第 1. 会議録署名委員の指名を行います。

会議規則第 13 条の規定により 4 番大坪委員、6 番林委員の両名を指名いたします。

日程第 2. 報告第 1 号. 会長の動向ですが、特に報告はありません。

日程第 3. 議案第 1 号. 農業経営強化促進法に基づく農業経営基盤強化促進基本構想の策定に係る意見照会について議題といたします。

朗読願います。(係長朗読)

説明願います。(局長説明)

局 長

本件は、農業経営基盤強化促進法に基づき、滝上町が策定した基本構想を変更するにあたり、町から本委員会に意見を求められているものであります。

内容については、本日出席いただいている農政課より説明をお願いいたします。

(農政課長及び農政課係長説明)

議 長

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

8 番日野委員

日野委員

新旧対照表の 5 ページの基本的な考え方の (3) 多様な担い手の育成の部分で旧の文の中では滝上農業振興公社について記載されていると理解しているが 5 年前の構想の中ではさらなる支援を図ると入っています。

振興公社の記載がなくなっており、この5年間で組織としての立ち位置が代わったこと等も踏まえて地域にはなくてはならない組織だと思っている。なので、どこかに記載するべきではないか、という意見を出させていただきます。

農政課長

意見として構想策定の参考にさせていただきます。

議 長

他に意見はございませんか。

4 番大坪委員

大坪委員

構想案の2ページですが耕地面積及び権利移動面積等の中で経営耕地の点在化により、生産性の低い農地や作業効率の悪い農地を中心に遊休化が進行することについて質問です。使いづらい土地が遊休農地と捉えられると滝上町の実態に合わない。農業委員会としては、離農者が出た際にはあっせんによって農地の利用権設定をしているため遊休農地は発生していないと考えている。文中の表現では使いづらい農地に関しては遊休農地であると解釈できるのではないか。また遊休化が進んでいく恐れがあるとしているが町としてはどのようなとらえ方をしているか。

それから新たに農業を営む者の中で農外からの就農者や農家子弟が始めて5年後に認定農業者の目標数値の5割以上の収入を計画するのは妥当である。ただ、6割程度の水準となっていたが、今回は5割程度となっている。総所得500万円ということで5割となると250万円となる。しかし文中で300万円となるのは何か意図はあるのでしょうか。この2点についてお聞きしたい。

農政課長

農政課として表現に整合性がとれない構想となっているのであれば調整したい。これにつきましても町だけで作成するのではなく、農業委員会の考え方も反映するのでご意見いただきたい。

会 長

遊休地につきましては構想策定から5年が経過して耕作のあり方も変わってきているため、表現を調整する必要があるかもしれない。

振興担い手係長

農業所得の関係ですが。旧の方が6割程度で改定の方が5割程度なのですが北海道の方で今回5割と計画が示されまして、それに準じて水準を下げた結果になっています。それで今回は3指標作らせていただきました。畑作専業と畑作野菜複合の方が農務所得700万円ということで50%でしたら、概ね350万円となります。②の酪農専業ですと今農業所得は酪農の水準自由化が高い段階にありますので農業所得の方で800万円、50%ですと概ね400万円以上で発生になります。最後にハッカですが③で1種類ですと経営が安定しないとの事で冬場でも仕事すると想定しましてこちらの方を決めております。農業所得ですと400万円、50%になりますと200万円ということで生活が苦しいと思いますのでこちらは別の仕事をしてハッカを専業にする。以上踏まえて作成しておりますので3指標の中央値で収入500万円に対して300万円程度としています。

大坪委員

説明の内容はわかりました。

改定前はあえて280万円と端数を切って6割程度と使っているのに改定後に5割と書いて300万円と記載しているところに意図があったのか。
質問として押さえておいてほしい。

会 長

経営形態の方の資産であります。機械にしてもトラクターにしても現実とかけ離れていると思う。実際はこんなに収入は無いと思う。

議 長

他に意見ございませんか。

8番日野委員

日野委員

この経営形態などの指標値に何か根拠があるのか。現状にそぐわない経営形態になっているが全道的なマ

ニュアルの平均値があるのか。

農政課長 北海道の方で基本構想を作成していますのでそちらを参考に作成しております。

議 長 質疑を打ち切ります。農政課長と係長についてはこれにて退席させていただきます。説明ありがとうございました。
(農政課退出)

議 長 それでは会議を再開いたします。
本件について意見ありますでしょうか。
8 番日野委員

日野委員 前段で意見を出しているのので、事務局の方で意見を、まとめて本会の回答に付して欲しい。

議 長 上記の件について事務局の方でよろしく願います。
他にございませんか。
1 番温水委員

温水委員 概ね適当であるが先ほどから他の委員さんも意見を述べたように生産方式毎の経営形態の細かい中身を実態と乖離している点については今後検討することとして意見を出したい。

会 長 今までの議事内で出た意見につきましては事務局にて書面に添えて提出することとします。

本件について基本構想が適当であるとしてご異議ございませんか。
(異議なしの声)

異議なしと認めます。本件は基本構想が適当である旨を本会の意見を添えて町長に回答することといたします。

日程第4．議案第2号．オホーツク総合振興局管内優良農村青年被表彰者推薦について上程いたします。

朗読願います。(係長朗読)

説明願います。(局長説明)

局長

本件は、オホーツク総合振興局管内優良農村青年被表彰者の推薦であります。議案3、4ページの推薦調書をご覧ください。本年度は、●●●●・●●●●さんと●●●●・●●●●さんの推薦を予定しております。推薦にあたっては、農業委員さんより推薦がありましたので、事前にJAから情報提供をいただいて調書を作成しております。説明資料1ページには管内農委連の表彰要領を、説明資料2ページには過去の表彰者をつけておりますので参考にしてください。なお表彰は4月の管内農業委員会連合会総会の席上で行われます。

議長

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

質疑を打ち切ります。

オホーツク総合振興局優良農村青年被表彰者の推薦についてこのとおり決定してよろしいですか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。本件は推薦を決定することといたします。

日程第5．議案第3号．農地法第5条第1項の転用許可申請について議題といたします。なおこれは●●●●委員に関する案件ですので退席願います。

朗読願います。(係長朗読)

説明願います。(局長説明)

局長

本件は、農地法第5条1項の転用許可申請であります。

説明いたします。10月総会で審議しているものにつ

いて資力の証明、工事見積、転用図面の提出がされたものとなっております。場所については、議案 11 ページをご参照ください。意向転用の詳細につきましては、係長より説明いたします。

係 長

それでは説明資料 3 ページの審査表をご覧ください。
1 立地基準、(1)(2) 農地区分の判断ですが、農政課所管の農用地利用計画図にて農用地区域内農地であるとの判断であり、農政課と協議し除外申請の最中となっております。

また、除外後の状況としましては隣接団地のな 10ha 以下の狭小地として第 2 種農地と位置づけとしております。

(3) 代替地がないと判断した理由ですが、申請者が住む住宅を事業所の近隣に建てる必要があり事業所の近隣に住むことですぐに作業に取り組むことができ効率的に行うことができる。周辺の土地についてはすでに建物や農業用施設が建っているため住宅を建設できなく、代替性のないものと判断します。

説明資料 4 ページです。2 一般基準であります。(1) 事業実施の確実性についてであります。資力及び信用についてですが、JA オホーツクはまなすより融資の内定の書面を提出し事務局で確認しているため問題なしと判断します。権利を有する者の同意であります。現在●●●●さんが耕作を行う農地から分筆し新たな地番を表示する。地権者との連名での申請になりますので問題ありません。申請面積については、住宅とその周辺に作業スペースを確保しております。このことから必要最低限の面積であり、適正と判断しております。

(2) 被害防除措置の妥当性ですが、事業実施に当たり各項目とも問題ないと判断しています。

(4) 農振計画の変更手続きですが、現在農政課と協議

の上進行中であり、道の許可を得た際にこの転用の許可申請を有効とするという形になります。

3 添付書類については、(1)(2)ともに事務局で確認済であり、一部は議案に添付しております。

○説明資料6 ページの4 例外許可事由の該当状況及び5 の総合判断をご覧ください。

本件については、農地法における例外的許可の事由には合致しないため、正規の転用の許可手続きを経許可いたします。

転用可否の判断ですが、現在農業振興地域より除外の申請中であり、目的の達成のために他の土地の代替性がないことが明確である。また、農振計画の達成に支障を及ぼすことがない点については農政課から意見を徴しているので明らかです。

よって、転用申請を許可してよろしいと判断いたします。

最後に農業会議への意見聴取は行うことについては、事務の煩雑化を避けるため本議案をもって農業会議意見書及び、北海道知事による農業振興地域の除外に関する許可を受けて会長先決による許可書交付とさせていただきますことを一括で審議お願いいたします。

議 長

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

質疑を打ち切ります。

異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。

本件は、計画案が適当であると認めることに決定しました。

以上で全議案の審議が終了いたしました。これで第1回農業委員会総会を終了いたします。